

建設業法施行令の改正に伴い、工事等における主任（監理）技術者の専任配置の取扱いについて、令和7年2月1日から金額要件が一部変更されました。

これに伴い、明和町条件付一般競争入札参加申請書（様式 第1号）の様式を一部変更しておりますので、今後は、新様式を使用してください。（令和7年3月以降の公告分から適用）

また、三重県県土整備部が作成の『建設業者のための建設業法』と併せ、法令遵守の徹底をお願いします。

工事等の請負金額	主任（監理）技術者
4,500 万円以上（建築一式の場合は、9,000 万円以上）	建設業法に定める専任配置 <u>※ 営業所における専任の技術者との兼務はできません。</u>

※ 請負金額は、消費税を含んだものをいいます。